

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年11月6日(2014.11.6)

【公開番号】特開2013-78625(P2013-78625A)

【公開日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【年通号数】公開・登録公報2013-021

【出願番号】特願2012-283557(P2012-283557)

【国際特許分類】

A 6 3 F 13/90 (2014.01)

G 0 7 F 17/32 (2006.01)

A 6 3 F 13/20 (2014.01)

【F I】

A 6 3 F 13/08

G 0 7 F 17/32

A 6 3 F 13/00 1 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月17日(2014.9.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ゲーム用のデータを記録した物品を払い出す払出部と、

前記物品に記録された前記データを読み取る読取部と、

ゲーム用の画像を表示可能な表示部と、

プレイヤの操作を受け付ける操作ユニットが取り付けられる操作盤と、

を備えた物品販売装置において、

前記操作盤の外壁を構成する本体部と、

前記本体部の上面前側において左右に離間して設けられた複数の開口部と、を備え、

前記操作盤は、前記物品を載置する載置面を形成する載置部を備え、

前記操作ユニットは、前記本体部に着脱可能に取り付けられ、前記複数の開口部を塞ぐパネルを含み、

当該パネルには、第1の装飾シート、第1の透明パネルが順次上方に積層され、

前記本体部は、前記載置部の外壁を構成する外壁構成部材を備え、

前記外壁構成部材の奥側には、切り欠き部が形成され、

前記読取部は、当該切り欠き部に臨んで前記載置面に載置された前記物品を読み取るように配設されていることを特徴とする物品販売装置。

【請求項2】

前記複数の開口部を塞ぐパネル、前記第1の装飾シート及び前記第1の透明パネルは、積層体を構成し、

前記積層体は、当該積層体を貫通する複数のネジを、前記本体部上面に設けたネジ穴に螺合することで、前記本体部に着脱可能に取付けられることを特徴とする請求項1に記載の物品販売装置。

【請求項3】

前記操作ユニットは、前記複数の開口部を塞ぐパネルに設けられた操作部材を備え、

前記第1の装飾シート及び前記第1の透明パネルは、その外形が前記複数の開口部を塞

ぐパネルと同形であり、かつ、前記操作部材を露出させる開孔部が形成されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の物品販売装置。

【請求項4】

前記載置面は、前記外壁構成部材に着脱可能に装着される第2の透明パネルの上面により形成されることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の物品販売装置。

【請求項5】

前記第2の透明パネルと前記外壁構成部材との間には、前記物品の前記載置面であることを示す表示がなされた第2の装飾シートを挟み込み可能であることを特徴とする請求項4に記載の物品販売装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明によれば、ゲーム用のデータを記録した物品を払い出す払出部と、前記物品に記録された前記データを読み取る読取部と、ゲーム用の画像を表示可能な表示部と、プレイヤの操作を受け付ける操作ユニットが取り付けられる操作盤と、を備えた物品販売装置において、前記操作盤の外壁を構成する本体部と、前記本体部の上面前側において左右に離間して設けられた複数の開口部と、を備え、前記操作盤は、前記物品を載置する載置面を形成する載置部を備え、前記操作ユニットは、前記本体部に着脱可能に取り付けられ、前記複数の開口部を塞ぐパネルを含み、当該パネルには、第1の装飾シート、第1の透明パネルが順次上方に積層され、前記本体部は、前記載置部の外壁を構成する外壁構成部材を備え、前記外壁構成部材の奥側には、切り欠き部が形成され、前記読取部は、当該切り欠き部に臨んで前記載置面に載置された前記物品を読み取るように配設されていることを特徴とする物品販売装置が提供される。